

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

可視化法案成立後の依命通知と弁護実践(前編)

取調べの可視化実現大阪本部 事務局次長 川崎 拓也

いよいよ可視化法案が成立する。本稿では、可視化法案成立後、施行までの弁護実践が如何にあるべきかについて、昨年発出された依命通知との関係で提案しておきたい。

1. はじめに

可視化法案が成立する。画期的な全面録音録画が実現する。いよいよ可視化時代の到来である。

しかし、施行はまだまだ先だ(現段階の法案では3年後)。それまでは指をくわえて土俵ができるのを待っていればよいのか。そうではない。当然である。我々は日々前進していかなければならない。では、どうすればよいのか?戦うのである。弁護実践である。弁護実践により、法律施行前でも対象事件の全面録音録画を実現するのである(ついでに、法律の対象事件の範囲を超えて実現してやってもよい)。そして、法律が施行される頃には、こう言おう「ようやく制度が実務についてきたな」と。

2. 私達が現状有する武器

では、私たちに与えられた武器はなんだろうか。何もなしに検事に可視化申入さえすればよいのか。もちろん、これまで行われてきたこの勇敢な弁護実践を否定するつもりはない。しかし、今や私達には武器がある。依命通知である。検察が自らに課した(いや、課さざるを得なかった)足かせである。以下では、まず依命通知の内容を確認した上で、これを十二分に活用するための弁護実践を提案したい。

3. 依命通知について

平成26年6月16日、検察庁は次長検事名義で「取調べの録音・録画の実施等について」と題する依命通知を発出した(なお、依命通知の詳細については、拙稿「平成26年6月16日付依命通知の解釈論的検討」[季刊刑事弁護82号・20頁以下]を参照されたい)。依命通知には、事

件として二類型が定められている。一つが「遺漏なく行われるよう配慮願います」との形で定められる「本格実施事件」であり、もう一つが「対象事件に該当すると認められる場合には、積極的に実施願います」との形で定められる「試行対象事件」である。依命通知の書きぶりからすれば、試行対象事件についてはやや腰が引けているように見える。

本格実施事件の対象事件は、以下のとおりである。

- ① 裁判員裁判対象事件
- ② 知的障害を有する被疑者で、言語によるコミュニケーションの能力に問題がある者、又は取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者に係る事件
- ③ 精神の障害により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件
- ④ 独自捜査事件

②及び③を判断するため、接見での十分な聴き取りが必要不可欠である。

他方で、本格実施事件にも例外事由が定められている。本格実施事件である以上、例外事由に該当するとの理由で録音録画をしないという事態は避けなければならない。

例外事由は大きく以下の四つである。

- A: 公判請求が見込まれない場合
- B: 時間的、物理的困難事案
(カメラの故障、設置がない場合等)
- C: 具体的例外事由
- D: 関係者の身体、名誉、プライバシーに影響ある場合
- E: 必要性がない場合

このうち問題となりうるのは、C及びDである。

Cは以下のような規定となっている。

下記アないしウのいずれかの事情が存在し、録音・録画を行い又は継続すれば、被疑者が十分に供述することができず、取調べの真相解明機能が害される具体的なおそれがあると認められる場合

ア 被疑者が録音・録画を拒否していること

イ 組織犯罪や共犯事件等において、報復のおそれや関係者への配慮等から、録音・録画下で被疑者が組織や共犯者等に関して十分な供述をすることが困難であると認められること

ウ ア、イのほか、不安、緊張、羞恥心等から、録音・録画下で被疑者が十分な供述をすることが困難であると認められること

極めてわかりにくい規定であるが、「被疑者が十分に供述することができ」ない状況でないことは、明確に指摘しなければならない。もちろん、被疑者の録音録画拒否などもってのほかである。録音録画の有用性を丁寧に説明し、拒否しないように言い含める必要がある。

Dについては、本格実施事件においても、比較的安易に検察官が主張することが考えられ、かつ制度論的にも尖鋭な問題を含んでいるため、若干紙幅を割いて触れておく。

まず、検察官は、依命通知発出の経緯に照らせば、本要件それ自体を主張すべきではない。そもそも、依命通知の前提となっている法制審の議論においては「関係者のプライバシー」問題は、捜査側関係委員が強硬に例外事由としての記載を主張したが、とりまとめ段階ではこれを落としたという経緯がある（とりまとめ付帯事項参照）。実務上の運用の局面で、録音録画の範囲を広げようとするものであるべきはずの依命通知において、この例外事由を復活させる（＝例外事由を設けることにより録音録画対象範囲を狭める）ことは、正に論理矛盾である。

仮にこのような論理が通らないとしても、より厳密に解釈すべきである。つまり、関係者のプライバシーといっても、結局のところ、必要な事項は調書に記載するはずである。そうすると、ここで保護すべきと考えている「プライバシー」とは「調書にはならないが、取調べでは語られるプライバシー」ということとなる。しかし、そのような供述は容易には想定できない。仮に供述調書にしないのであれば、それは本来的に聴取する必要のなかった事項であり、何の問題も生じないはずである。特に性犯罪に

おいては、検察官からかかる例外事由の主張は考えられるが、およそ本例外事由で保護すべきプライバシー問題は想定し難い。

次に試行対象事件について簡単に触れておく。

試行対象事件においては、被害者・参考人の取調べも対象とされた点でその意義は大きいといえよう。ただ、本稿では、弁護実践という観点から、被疑者取調べに焦点を絞って論じる。

対象事件は以下のように規定とされている（①～④は筆者によるもの）。

「①公判請求が見込まれる身柄事件であって②事案の内容や証拠関係等に照らし被疑者の供述が立証上重要であるもの③証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど、④被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件」

文理上、要件の根幹は④であり、④が存在することが通常想定される事件が、②または③のような事件類型であることが分かる。しかし、ほとんどの事件は②または③に該当するのであるから、録音録画を求めるにあたっては、当該事件が②または③にあたることを端的に指摘すべきである。すなわち、②についていえば、犯罪事実の全てが被疑者供述以外の客観証拠により立証されるだけの証拠が収集されていることは極めて稀であり、動機や故意、責任能力等の主観面や、犯行に至る経緯等どうしても被疑者の供述によらなければならないものは取調べ対象として残ることが一般的である。単に犯人性の立証のみに絞れば、目撃者多数の事件などは、一見②要件を満たさないようにも見えるが、上記の主観的要素やその他の事情に照らせば、少なくとも起訴・不起訴の判断すらついていない捜査段階において、被疑者の供述が立証上重要でないとの判断ができる場面は極めて限定的である。

次に、③についても同様である。これは虚偽供述を迫られた場合等、取調べに何らかの問題があった時点で即座に問題となるものである。しかも、本要件は、問題のある取調べ手法の客観的存否を問題としているのではなく、公判段階で「争いが生じる可能性」を問題にしているのだから、被疑者側の何らかの一方的申告でも「争いが生じる可能性」を示すことは可能である。

なお、試行対象事件の例外事由については、本格実施事件と重なるところが多いため本稿では割愛する。

（後編に続く）